

令和5年1月吉日

各位

津久井商工会  
社)相模原青色申告会  
(公印省略)

## 決算書及び確定申告書作成指導会について(開催)

下記の日程で決算書及び確定申告書作成指導会を開催いたします。申告をされる方は、指導会に合わせてご出席下さるようお願い申し上げます。なお、事務処理の都合上、書面での申告書の提出受付は、令和5年3月15日(水)午前中迄とさせていただきます。(申告期限令和5年3月15日(水))又、消費税申告書提出受付については、令和5年3月30日(木)午前中までとなります。(申告期限令和5年3月31日(金))《裏面お知らせ》

## 今年度も、コロナウイルス感染症の感染拡大を鑑み、計画的な指導体制確立を図る為、決算・申告指導会において、完全予約制を導入致します。

日時:2月8日(水)・9日(木)・10日(金)

20日(月)・21日(火)・22日(水)・24日(金)・27日(月)

3月1日(水)～3月15日(水) 『(土・日)を除く』

時間:10時00分～16時00分(12時～13時を除く)

場所:津久井商工会館2階

### ◎持参するもの

- ☆税務署から送られている「確定申告のお知らせ」ハガキ
- ☆令和2・3年度分決算書・申告書の控。☆納付書
- ☆令和4年度分決算書・申告書(控も持参)決算書控えに金額の記入をお願いします。
- ☆月別集計表。(12月まで必ず記入のこと)各種帳簿類。令和4年月末棚卸金額。
- ☆専従者、従業員の源泉徴収簿。
- ☆建物、車両、機械、備品等を購入された方は(1個又は1セット10万円以上)明細書。
- ☆令和4年中に支払った国民年金(年金基金)証明書・国民健康保険の支払額。
- ☆医療費の明細書。(医療を受けた人・病院・薬局ごとに医療費を合計して記載してください。)
- ☆生命保険・損害保険・地震保険・小規模企業共済等の控除証明書。  
注)控除証明書が来ているものはすべてお持ち下さい。
- ☆配偶者の方に収入が有る場合は収入のわかるもの。
- ※令和4年分 公的年金等の源泉徴収票、介護保険料の納付証明書、後期高齢者医療保険料納付証明書
- ☆電子申告の方は、USBが入った青色のファイル一式をお忘れなくお願い致します。

### マイナンバー関係

- ☆事業主・専従者・扶養親族の個人番号カード(行政手続きで取得したカード)持ってない場合は、送られている通知カード又は住民票(写し)
- 書面(紙)で提出する場合には申告する方本人の身元(実在)の確認書類(写し)が必要になります。
- 運転免許証又はパスポートなど⇒ない場合は健康保険証・年金手帳など

注)指導会日以外の窓口相談につきましてはマイナンバー取扱い業務上、職員対応が

来ません。作成指導会開催日時に合せてご相談をお願い致します。

令和4年12月吉日

各位

津久井商工会  
会長 関戸昌邦  
(公印省略)

消費税申告をされる個人事業者の方へ

消費税申告書作成指導会開催のお知らせ

令和4年度消費税課税事業者の方は、令和5年3月31日(金)までに消費税の申告・納付をすることになります。

つきましては、下記の日程で消費税申告書作成指導会を開催いたしますので、申告をされます個人事業所の方は、下記の日程にてご出席下さいますようお願い申し上げます。

令和元年10月からの消費税改正により、消費税の記帳と集計経理が複雑となりました。そのため、皆様には集計表を作成していただかないと申告できないことも予想されます。

集計表が必要な方につきましては、配布しておりますので商工会までお越し下さい。

弥生会計をご使用中の方は、消費税集計表の記入は必要ありませんが、PCの設定を変更又は一部入力の訂正が必要となりますので、弥生会計指導会にお申込み下さい。

★消費税課税事業者にあたるかどうかは、前々年の課税売上高が1,000万円を超えている場合、又は、前年の1月～6月までの半年で課税売上高が1,000万円を超えた場合にも当期間において課税事業者となりますが、課税売上高に代えて給与等支払額の合計により判定することもできます。

記

◇日 時：令和5年3月24日(金)

10:00～16:00(12:00～13:00を除く)

◇場 所：津久井商工会館2階会議室

※持参するもの

- ・令和2・3年度分所得税申告書の控え
- ・令和4年度分所得税申告書の控え(本年度申告分)
- ・消費税申告書の控え(過年度分がある場合)
- ・消費税申告に係わる届出提出書類の控え
- ・令和4年度分各種記帳帳簿
- ・令和3年度分消費税申告書
- ・納付書
- ・電子申告の方は、USBが入った青色のファイル一式をお忘れなくお願い致します。

※申告に月別集計表等の用紙が必要な方は商工会までお願いいたします。

(☎784-1744)

指導会日以外の窓口相談につきましてはマイナンバー取扱い業務上、職員対応が出来ません。申告書作成指導会開催日時に合せてご相談をお願い致します。

# 確定申告指導会の完全予約制について！

確定申告の相談待ち時間の短縮・会場の混雑緩和、計画的指導体制の確立を図るため、決算・申告指導会(消費税含む)において、昨年度の指導会より完全予約制で実施いたしております。

予約日は以下のカレンダーをご参照ください。ご協力のほど宜しくお願いいたします。

指導日時: 2月8日(水)・9日(木)・10日(金)・20日(月)  
 21日(火)22日(水)・24日(金)・27日(月)  
 3月1日(水)～3月15日(水) 『(土・日)を除く』

指導時間: 午前 ①10時00分～ ②11時00分～  
 午後 ③13時00分～ ④14時00分～ ⑤15時00分～

お客様控え【予約日】 月 日 ( ) 時

令和5年2月							令和5年3月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4				1 予約	2 予約	3 予約	4
5	6	7	8 予約	9 予約	10 予約	11	5	6 予約	7 予約	8 予約	9 予約	10 予約	11
12	13	14	15	16	17	18	12	13 予約	14 予約	15 予約	16	17	18
19	20 予約	21 予約	22 予約	23	24 予約	25	19	20	21	22	23	24 消費税	25
26	27 予約	28					26	27	28	29	30	31	

## <注意事項>

- 予約の受付開始は、1月11日(水) 午前9時より電話又は窓口にて行います。  
 ※FAXでのお申込みは受付けておりません。 TEL:042-784-1744
- ① 指導時間は一回の予約につき約1時間です。一回のご指導で終わらなかった場合は再度予約になることがあります。(消費税の申告がある方は合わせてお知らせください。)
- ② ご相談時間の10分前までにお越しください。ご予約時間を経過してお越しの場合は、お待ち頂くことになります。
- ③ 指導には万全の体制を整える予定ですが、多少お待ち頂く場合もあります。
- ④ 決算書下書きは、ご自分でできる範囲内で集計しておいてください。
- ⑤ 令和4年度中に土地・建物の譲渡などして、申告が必要な方は事前に税務署でご相談願います。
- ⑥ 指導時間でのインボイス制度に関する相談につきましてはご遠慮ください。
- なお、3月20日(月)と27日(月)にインボイス制度に関する個別相談会を実施致しますので、別途ご予約ください。